

ケアハウスサンパール白鳥 重要事項説明書

1. 事業主体概要

設置者の名称	社会福祉法人 瑞祥会
法人所在地	〒769-2705 香川県東かがわ市白鳥 1183 番地 5
代表者氏名	理事長 樫 村 恵 子
電話番号	0879-25-0674
設立年月日	昭和 58 年 3 月 15 日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス サンパール白鳥
施設の所在地	〒769-2705 香川県東かがわ市白鳥 436 番地 1
施設長名	浅 野 吉 弘
電話番号	0879-23-1400
FAX 番号	0879-23-1420
開設年月日	平成 11 年 8 月 1 日
定員	50 人

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	入居者が心身ともに充実した明るい生活が送れるように、生活の安定及び充実を図ることを目的とします。
施設運営の方針	食事や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況になっても、介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、自立した生活を維持できるように支援します。入居者の自主性を尊重し、明るく、心豊かに暮らせる施設を目指します。

4. 利用要件

- (1) 年齢が満 60 歳以上であること。ただし、入居者の配偶者、三親等以内の親族と入居する場合は、いずれか一方が満 60 歳以上であれば入居できます。
- (2) 家族と同居することが困難であること。
- (3) 伝染疾患がなく、かつ共同生活が可能であること。
- (4) 生活費に充てることのできる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能であること。
- (5) 身元引受人が 2 名以上得られること。

5. 職員の配置基準と職務内容

職 種	職務内容	配置基準	勤務体制
1. 施設長	総括	1名	常勤 兼務
2. 生活相談員	相談、助言、入居調整	1名	常勤
3. 介護職員	日常生活の支援・援助	1名	常勤・非常勤
4. 栄養士	献立作成、調理上の衛生管理	1名	常勤
5. 調理員	献立表に基づき食事の提供	適当数	非常勤

6. 施設サービスの概要

(1) 基準サービス

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 <p>【食事時間】 朝食 8時00分 昼食 11時45分 夕食 17時00分</p>
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として毎日とし、入浴準備を行います。 <p>【入浴時間】 16時～20時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護を必要とする状態になった方は、居宅介護サービス等による入浴介助を受けることができます。その時の入浴時間はその都度決定します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の健康を維持するため、年1回の健康診断を受ける機会を提供します。 ・健康に係る相談を受けたときは、医療機関等の紹介など必要な援助を行います。
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、これを行うことが困難である場合は、申出及び同意に基づき代行します。

7. 利用料

(単位：円)

対象収入による階層区分		基本利用料			合計
		事務費	生活費	管理費	
1	1,500,000 円以下	10,000	48,500	24,000	82,500
2	1,500,001 円～1,600,000 円	13,000	48,500	24,000	85,500
3	1,600,001 円～1,700,000 円	16,000	48,500	24,000	88,500
4	1,700,001 円～1,800,000 円	19,000	48,500	24,000	91,500
5	1,800,001 円～1,900,000 円	22,000	48,500	24,000	94,500
6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,000	48,500	24,000	97,500
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,000	48,500	24,000	102,500
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,000	48,500	24,000	107,500
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,000	48,500	24,000	112,500
10	2,300,001 円～2,400,000 円	45,000	48,500	24,000	117,500
11	2,400,001 円～2,500,000 円	50,000	48,500	24,000	122,500
12	2,500,001 円～2,600,000 円	57,000	48,500	24,000	129,500
13	2,600,001 円～2,700,000 円	59,200	48,500	24,000	131,700
14	2,700,001 円～2,800,000 円	59,200	48,500	24,000	131,700
15～	2,800,001 円以上	59,200	48,500	24,000	131,700

11 月から 3 月までの冬期には暖房費として 1 人月額 2,100 円を加算します。

但し、国（香川県）が定める軽費老人ホームが入所者から受領する利用料の額の変更に伴い変更します。

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注2 入院中、長期不在中の生活費は日割り、管理費、事務費については全額負担になります。

【その他の利用料】

- ① 光熱費 自己負担
- ② 水道料 月額 1,000 円
- ③ ユニットバス付（14 部屋）居室は、管理費が 25,500 円となります。
- ④ 和洋室（3 部屋）居室は、管理費が 30,000 円となります。
- ⑤ 口座引落手数料 100 円＋消費税
- ⑥ 食事代 朝食 200 円、昼食 500 円、夕食 250 円です。（生活費に含まれます。）
- ⑦ その他特別なサービスに関しては別料金となります。

8. 利用料の請求及び支払

一月まとめて翌月の中旬頃に請求します。支払い方法は口座振替を基本としております。都合により、現金又は現金書留でも結構です。

9. その他ご留意いただく事項

種 類	内 容
来 訪	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者があったときは、その都度来訪者カードに記入し、事務所に届け出て下さい。
外出・外泊	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者は、外出(短時間は除く)又は外泊しようとする時はその前日までに、外出・外泊先、用件、帰着予定時間を施設長に届け出て下さい。
入居者留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者は、相互に親睦と信頼を深め、善き隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動がないように気をつけて下さい。 ・ベランダは災害・非常時の避難経路となりますので、避難に支障がないように注意してご利用下さい。 ・テレビ、ラジオ等音響機器の夜間利用は、他の利用者の迷惑にならないように音量を落としてご利用ください。 ・入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に留意してください。 ・居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行います。 ・居室のゴミ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運ぶことを原則とします。
部外者の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・外来者を宿泊させる時は、あらかじめ施設長に届け出て下さい。
禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> ・けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。 ・宗教活動、政治活動、営業活動、習慣等により他人の自由を侵害したり他人を排撃したりして迷惑を及ぼすような行動をとること ・指定した場所以外で火気を用いること ・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すこと。 ・故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。 ・施設内で動物を飼育すること。

10. 個人情報の保護

職員は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護従事者における個人情報の適切な取扱いの為にガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

職員が得た入居者の個人情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への提供については必要に応じて入居者又はその家族の了解を得るものとします。

11. 高齢者虐待の防止

入居者等の人権擁護・虐待防止の為に次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて職員の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- (2) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

12. 緊急時の対応

安心してサービスを受けていただけるよう努めますが、万一事故が発生した場合は次のように対応します。

- ① 施設長に報告し指示を仰ぎます。
- ② ご家族に連絡します。
- ③ その時の状況に応じて病院へ受診します。
- ④ 今後の対応についてはご本人・ご家族とご相談の上方針を定めます。
- ⑤ 重大な事故「行方不明・死亡等」の場合は県・市町村に連絡します。
- ⑥ 事故が発生した場合は速やかに原因を究明し再発防止の対策をとります。

13. 苦情の受付

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口 (担当者)

職名 生活相談員

三木 成仁

受付時間 8:00~17:30

電話番号 0879-23-1400

○ 責任者

職名 施設長

浅野 吉弘

○ 東かがわ市地域包括支援センター 0879-26-1261

○ 香川県健康福祉部 長寿社会対策課 087-832-3266

14. 身元引受人

契約者は、契約時に契約者の残置物や利用料等の滞納があった場合に備えて、一切の残置物の引き取り及び債務の保証人として身元引受人を定めて頂きます。

- ・当施設は、「身元引受人」に連絡の上、残置物等を引き取って頂きます
- ・また、引渡しにかかる費用については、身元引受人にご負担頂きます。

15. 連帯保証人

連帯保証人となる方については、本契約から生じる契約者の債務について、極度額50万円の範囲内で連帯してご負担頂きます。その額は、契約者又は連帯保証人が亡くなった時に確定し、生じた債務についてご負担頂く場合があります。

連帯保証人からの請求があった場合には、施設は連帯保証人の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

令和 年 月 日
事業者 住 所 香川県東かがわ市白鳥 436番地1
事業者名 ケアハウス サンパール白鳥
代表者名 施設長 浅野 吉弘 印

説明者（職名） () 印

契約者 住 所
氏 名 印

保証人 住 所
氏 名 印